

大牟田市こども計画について

1. こどもに係る計画の現状

本市では、現在、子ども・子育て支援法に基づき「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定し、本市の子ども・子育て施策を推進している。この事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を目的とし、市町村が5年を1期として定めることとされている。現在の第2期計画期間が令和6年度までとなっていることから、次期計画を策定する必要がある。

一方、令和5年4月1日に施行された「子ども基本法」において、都道府県と市町村には、国が子ども施策を総合的に推進するために定める「子ども大綱」を勘案した「子ども計画」を策定する努力義務が課せられた。市町村が策定する「子ども計画」は、以下の計画と一体のものとして作成することができることとされている。

- 子ども・若者育成支援推進法に規定する市町村子ども・若者計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する市町村計画
- その他法令の規定により市町村が作成する計画で子ども施策に関する事項を定めるもの
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画 等

子ども基本法における子ども施策

- ・子どもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策
- ・子どもや子育て家庭に関係する施策
- ・若者に係る施策(子どもに関する施策と連続性を持って行われるべき施策)

2. こども計画策定の趣旨

令和6年1月1日に施行した「大牟田市子ども・子育て応援条例」では、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを目指すこととしている。また、その実現に向けて、子どもの育成と子育て支援に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施していくこととしている。このため、次期計画からは、これまでの「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「大牟田市こども計画」（以下「市こども計画」という。）を策定することとする。

3. 市こども計画の位置付け及び内容

市こども計画は、大牟田市総合計画を上位計画とし、国の「子ども大綱」や福岡県が策定する「子ども計画」を勘案し、策定していくこととする。

4. 市子ども計画の計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間

5. 計画策定の進め方

現在の子ども・子育て支援事業計画の策定や進捗管理については、附属機関である「大牟田市子ども・子育て会議」と庁内組織である「大牟田市子ども・子育て委員会」において審議しており、市子ども計画の策定及び進捗管理についても、これらを活用し進めていくこととする。

加えて、子ども基本法では、「子ども施策の策定等に当たって、子ども施策の対象となる子どもや子どもを養育する者等の意見の反映に係る措置を講ずること」が地方自治体に義務付けられているため、市子ども計画の策定にあたっては、当事者となる子ども等の声を聴き、反映させていくこととする。

〈参考〉

① 大牟田市子ども・子育て会議（委員 14 人）

学識経験者【会長】、保健医療団体の関係者【副会長】、福祉団体の関係者（6 人）、教育団体の関係者（3 人）、市民公募委員（3 人）

② 大牟田市子ども・子育て委員会（委員 11 人）

保健福祉部子ども未来室長【委員長】、子ども育成課長【副委員長】、関係課長（9 人）

6. 今後のスケジュール（予定）

令和6年度

5月～6月 ニーズ調査

7月～ 子ども・子育て会議の開催

12月～1月 計画案に対するパブリックコメントの実施

3月 計画策定及び公表

※このほか、子ども等の意見の聴取については、手法や機会等を検討し実施していく。